市民参加実施予定シート

担当課： 子ども家庭課

予定
令和６年１０月１日時点

（1）市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	流山市こども計画の策定	市が考える市民等への影響	〈メリット〉・子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域社会全体で子育てを支援を推進する。・市民・地域・企業・行政がそれぞれの役割を担い、すべての子育て家庭への支援を充実・強化する。 〈デメリット〉　特になし。		
正式名称	流山市こども計画の策定				
概要	流山市こども計画は、各法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者育成支援計画」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を一体的に作成するものとして策定し、子ども・子育て施策の充実を図るものである。			上位計画の有無	無（流山市独自）

（2）市民参加の対象事項について　※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第５条第１項及び第４項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第５条第２項の規定）	
■	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第５条第４項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（3）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第６条第１項）

	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するＨＰの広報ＩＤ	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	審議会等	令和５年６月～令和７年１月中で１５回程度開催予定	審議委員（専門家、公募の市民等）	1001289	流山市子ども・子育て会議	専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため。
	パブリックコメント手続	令和６年１１月	全市民等			素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。

（4）市民参加のスケジュール（予定）

令和５年度		令和６年度												令和７年度	
４～９月	10月～３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４～９月	10月～３月
子ども・子育て会議															
									パブリックコメント						

（5）当初予定からの変更履歴　※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
（1）市民参加の手続の実	令和6年10月16日	計画名と概要を修正しました。			